

資料編

○久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例

平成22年3月23日

条例第180号

(目的)

第1条 この条例は、市が設置し、又は管理する道路用地の中に列状に植栽した樹木及びそれ以外の形態で植栽した樹木（以下「街路樹等」という。）の管理、選定等に関し必要な事項を定めることにより、潤いや安らぎ、自然の保全や安全、防災等の様々な効果をもち、市民生活に恩恵をもたらす街路樹等を適正に管理、選定等を行い、もって環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。

(街路樹等の管理)

第2条 市が行う街路樹等の管理は、地域の生態系、樹木の生育状況、景観、安全等を考慮し適正に行わなければならない。

- 2 街路樹等の病虫害駆除は、可能な限り化学薬品等の使用を避けるものとする。
- 3 枝等の剪定及び病虫害の駆除のための枝落しは、最低限必要な範囲とする。

(街路樹等の選定)

第3条 市は新たに街路樹等を選定する場合は、地域の生態系、景観、安全、将来の街路樹等が与える影響等を考慮し、関係機関と協議した結果について久喜市環境審議会の意見を聴いて選定するものとする。

- 2 市が新たな街路樹等の選定に伴い関係機関と協議する場合は、当該街路樹等を植栽する道路用地に面する住民の意見を聴取する機会を設け、前項の考慮する事項に反しない限り、その意見を取り入れるように努めなければならない。

(責務)

第4条 何人も街路樹等をむやみに傷つけ、又は工作物等を掲げてはならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合の工作物等の取付けについては、この限りでない。

- (1) 法令に特別の定めがある場合
- (2) 地域活性化に用いる工作物等をやむを得ない場合
- (3) 地域環境の整備に用いる工作物等をやむを得ない場合

2 道路用地内において、安全管理その他の理由で市長が認めたものを除き、街路樹等の育成を阻害するおそれがあると市長が認めた工作物については、工作物の所有者は除去に努めなければならない。

(伐採、除去等)

第5条 市は、安全管理その他の理由でやむを得ないと認める場合は、街路樹等の伐採、除去等を行うことができる。

(関係機関への要請)

第6条 市は市内において街路樹等を設置し、又は管理する機関に対し、この条例の主旨に基づき第2条及び第3条の規定を尊重するよう求めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

○久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例施行規則

平成22年3月23日

規則第182号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例（平成22年久喜市条例第180号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理体制)

第2条 条例第2条第1項の規定に基づく市が行う街路樹等の管理は、次に掲げる事項に留意の上行うものとする。

- (1) 定期的に街路樹等のパトロールを実施するものとし、その内容を記録しておくものとする。
- (2) 街路樹等が植えられている地域の区長等に対し、当該街路樹等に関する情報の提供を依頼するものとする。
- (3) 埼玉県、久喜警察署、幸手警察署、東京電力株式会社、東日本電信電話株式会社等と連絡を取り、街路樹等に関する情報を収集するとともに、速やかに対応するものとする。

(化学薬品等の使用方法)

第3条 条例第2条第2項の規定に基づき、街路樹等の病虫害駆除にやむを得ず化学薬品等を使用する場合は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用すること。
- (2) 適用病虫害、希釈倍数等定められた使用方法で使用する。
- (3) 農薬用マスク等の防護用具を着用すること。
- (4) 必要に応じ、周辺住民等の関係者への連絡、立札の設置等、安全確保に十分努めること。

(剪定等の実施方法)

第4条 条例第2条第3項の規定による枝の剪定又は枝落とし（以下「剪定等」という。）は、次に掲げる事項に留意の上行うものとする。

- (1) 樹木のもつ自然仕立てを基本とし、樹木固有の美しさを保つように行うこと。
- (2) 生態系に配慮すること。
- (3) けやき、いちょう、さくら等の樹高が高くなる落葉樹は、落葉したときの枝張りに配慮すること。

2 街路樹等が成長すること等により、次に掲げることとなったときは、前項の規定に留意することなく剪定等を行うことができる。

- (1) 街路樹等の枝、葉等が、道路構造令（昭和45年政令第320号）で定める車道の区域内にある場合で道路の路面から4.5メートル以下にあるとき又は歩道、自転車道若しくは自転車歩行者道の区域内にある場合で道路の路面から2.5メートル以下にあるとき。
- (2) 街路樹等が、道路を走行する車両等の視界の障害となり、信号機若しくは道路標識又は歩行者の確認が著しく困難となったとき。
- (3) 架空電線（低圧防護具に収めた絶縁電線を除く。）又は架空電話線（引込み線を含む。）から20センチメートル（高圧の架空電線又は変圧器の場合は、1.5メートル）以内に街路樹等の枝、葉等が接近した場合
- (4) 道路照明灯の光を、枝、葉等が著しく阻害するとき。
- (5) 枝、葉等が道路の区域を越えて私有地に進入したとき。
- (6) 別表に定める枝が発生したとき。
- (7) その他市長が特に必要と認めるとき。

(街路樹等の選定の方法)

第5条 条例第3条第1項の規定に基づき街路樹等の選定を行う場合は、埼玉県道路設計基準（道路編）（平成12年1月版）を遵守することとし、道路占用

許可を受けている工作物との調和にも配慮するものとする。

2 条例第3条第1項及び第2項に規定する関係機関とは、財団法人埼玉県生態系保護協会、社団法人埼玉県造園業協会等をいう。

3 条例第3条第2項の規定に基づく住民の意見の聴取は、街路樹等植栽に係るアンケート（別記様式）によるアンケート調査により行うものとする。

（伐採、除去等の条件）

第6条 条例第5条に規定する街路樹等の伐採、除去等は、次に掲げるときに行うことができる。

（1） 街路樹等が、台風、突風その他の自然災害により折れ、若しくは倒壊し、又は根腐れ等により枯死したことによりその機能が果たせなくなったとき。

（2） 街路樹等の根が、公共又は個人の財産に被害を与え、放置することによってその被害が拡大するおそれのある場合で、当該根の切除では対応できないとき。

（3） 街路樹等があることによって、事故が頻繁に発生する等交通安全の確保に特に支障があると認められるとき。

（4） その他市長が特に必要と認めるとき。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

別表（第4条関係）

枝の種類	内容
胴吹き	主幹から萌芽した枝
ひこばえ	樹木の地ぎわから萌芽した枝
下り枝	下向きに伸びた枝
折れ枝	折損して垂れ下がった枝
枯れ枝	枯れた枝
病虫害被害枝	病虫害によって回復の見込みのない枝で、放置すると被害が拡大する枝
逆さ枝	内側に向かって伸びた枝
車枝	樹幹の同じ位置から車輪状にはえた枝
ふところ枝	樹幹の内側にある細い枝で、成長の見込みがない枝
交差枝	他の枝と交差している枝
絡み枝	他の主な枝に絡みついたような枝
競争枝	主幹の先端でひとつの枝と対抗するように伸びている枝

別記様式(第5条関係)

街路樹等植栽に係るアンケート

年 月 日

市道 号線 工事の実施に伴い、現在当市では街路樹の植栽を計画しておりますが、皆様の御意見をお聴かせください。

路線名 市道 号線

植栽場所 久喜市 地内

1 希望の樹木に○印を付けてください。

ア () イ () ウ ()

エ () オ () カ ()

キ その他 []

※ ()内の常、落は、常緑樹、落葉樹の別を表す。

2 その他御意見がありましたらお聴かせください。

アンケートに御協力をいただきまして、ありがとうございました。皆様のアンケートを基に樹木を決定したいと思います。

担当課
電話番号
内線

○久喜市道路の構造の技術的基準等を定める条例（抜粋）

（歩道）

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量の多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(植樹帯)

第13条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

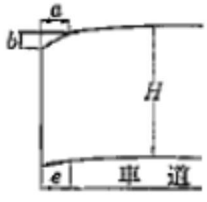

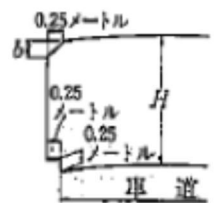
4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

○道路構造令（抜粋）

（建築限界）

第12条 建築限界は、車道にあつては第1図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）にあつては第2図に示すところによるものとする。

第1図

(1)	(2)	(3)
車道に接続して路肩を設ける道路の車道 （(3)に示す部分を除く。）	車道に接続して路肩を設けない道路	車道のうち分離帯又は交通島に係る
歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路以外の道路の車道	歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路の車道	の車道（(3)に示す部分を除く。）
		
この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする		

る。

H 普通道路にあつては4.5メートル、小型道路にあつては3メートル。ただし、第3種第5級の普通道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、4メートル（大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が迂回することができる道路があるときは、3メートル）まで縮小することができる。

a 普通道路にあつては車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値とし、当該値が1メートルを超える場合においては1メートルとする。）、小型道路にあつては0.5メートル

b 普通道路にあつてはH（3.8メートル未満の場合においては、3.8メートルとする。）から3.8メートルを減じた値、小型道路にあつては0.2メートル

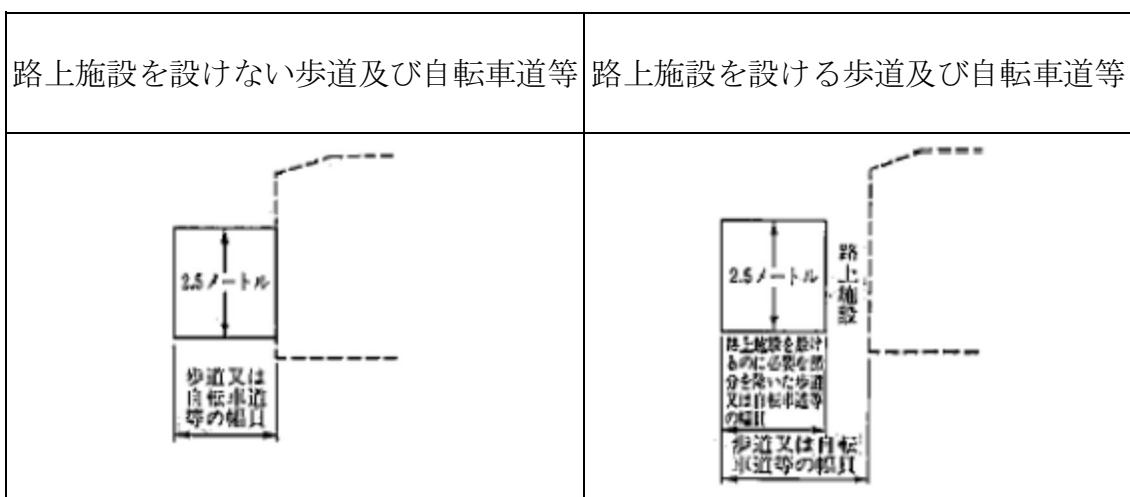
c 及び d 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ、それぞれ次の表の c の欄及び d の欄に掲げる値、交通島に係るものにあつては、c は0.25メートル、 d は0.5メートル

区分			c（単位メートル）	d（単位メートル）
第1種	第1級	普通道路	0.5	1
		小型道路		0.5

	第2級	普通道路	0.25	1
		小型道路		0.5
	第3級及び 第4級	普通道路	0.25	0.75
		小型道路		0.5
第2種	普通道路	0.25	0.75	
	小型道路		0.5	
第3種			0.25	0.5
第4種			0.25	0.5

e 車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値）

第2図



○道路設計基準・道路編（抜粋）

第9章 道路緑化工

9-5-2 植栽設置基準

(1) 一般的な設置基準

- 1) 植樹帯の植栽方式は連続植栽とし、かつ必要により街路樹をとり入れること。

連続植栽…同じ植込パターンが連続または反復して切れ目のない植栽方式をいう。

- 2) 植樹帯は路上施設帯としての役目もあることから、街路灯、交通標識、電柱、その他これに類する道路附属物または占用物件は、道路管理上支障のない限り、植栽帯内に設置すること。

- 3) 植樹帯の保護を特に必要とする箇所には、保護柵を設置すること。

保護柵……植樹帯の縁に沿って設ける簡易な柵をいい、防護柵は含まないものとする。

- 4) 植樹帯を設置する場合は、原則として歩車道境界工により歩車分離すること。ただし、交通安全上の必要から防護柵を設置する場合は、この限りでない。なお、この場合は、植樹帯の景観及び樹木の成育を損なわないよう注意すること。

- 5) 現道内での植樹帯設置に伴う既設防護柵は、沿道及び交通状況を勘案して、支障のない限り撤去し、歩車道境界工により歩車分離すること。なお、撤去等の場合は植樹帯と同時に施工すること。

- 6) 水分蒸発・雑草生育防止や剪定材のリサイクルの観点から、植樹帯内に剪定枝をチップ化したマルチング材を敷均しする（厚さ10cm程度）等環境に配慮すること。《環境対策》《コスト縮減》

- 7) 雑草生育防止の観点から、防草シート等の活用により雑草の抑制を図ること

と。《コスト縮減》

8) この基準により難しい場合には、担当課と協議すること。

(2) 交差点、支道との交差部付近における設置基準

1) 交差点内及びその付近は、自転車歩行者の通行や滞留に支障のない範囲で、低木のための植樹帯を設置することができる。なお、中高木の植栽は、視距を確保するため、縁石の曲線部の終点、または隅切り部の終点から最低でも3 m以上離して行うものとする。ただし、横断歩道等がある場合にはそれらの規定によるものとする。

2) 支道との交差部及びその付近は、自転車歩行者の通行に支障のない範囲で、低木のための植樹帯を設置することができる。なお、中高木の植栽は、視距を確保するため、支道の官民境界から歩道等の幅員に最低でも3 m以上を加えた距離を、または縁石の曲線部の終点から最低でも3 m以上を離して行うものとする。ただし、横断歩道等がある場合にはそれらの規定によるものとする。

(3) 横断歩道、歩道出入口付近における設置基準

1) 横断歩道付近については、横断歩道の端部から2 m以上離して植樹帯を設置する。ただし、中高木については、見通しを確保するため、横断歩道の端部から5 m以上離して植栽する。

2) 歩道出入口付近については、歩道出入口の端部から2 m以上離して植樹帯を設置する。ただし、中高木については、歩道出入口の端部から5 m以上離して植栽する。

(4) 道路付帯施設付近における設置基準

横断歩道橋、地下横断歩道、地下鉄または地下街の昇降口等歩行者の通行が多い場所については、通行の支障にならないよう、これらの昇降口等から3 m以上離して植樹帯を設置する。

(5) 道路占用物（信号柱、電柱、街路灯等）付近における設置基準

- 1) 信号柱付近については見通しを確保するため信号柱の手前10m以内の範囲は中高木の植栽を行わない。
- 2) 信号柱以外の電柱、街路灯等の道路占用物については植樹帯の中に設置することとし、これらの施設との競合を避けるため、中高木については3m以上離して植栽する。
- 3) 既に競合している場所では、これらの施設の移設、共架式（電柱、街路灯、信号柱）、もしくは街路樹の移植等を検討する。

(6) 電話ボックス付近における設置基準

電話ボックスについては、この入口部分を1m程度確保するよう植樹帯を設置する。

(7) バス停付近における設置基準

バス停留所標柱から車両進行方向に向かって前方1m及び手前10m以内の部分については植樹帯を設置しない。

9-6 植樹柵

9-6-1 設置に当たっての留意事項

- (1) 設置間隔は10mを標準とする。《コスト縮減》
- (2) 街路樹（高木）に係わらず、将来高木の範疇に入り得る中木（樹高2.5m）を採用することができる。《コスト縮減》
- (3) 駅前広場、バス及びタクシー乗降場付近等で、歩行者交通量の多い箇所については、植樹柵内の踏圧による土壌固結を防止するため、必要に応じてノンスリップ・細目タイプの踏圧防止盤（グリエ：鋳鉄製柵蓋等）を設置できる。
- (4) 踏圧防止盤内は、必要に応じて舗装面まで剪定枝チップや砂レキ・豆砂利等を充てんすること。
- (5) 雑草生育防止の観点から、除草費等を勘案の上、防草シートの活用を図る

こと。《コスト縮減》

9-6-2 構造

- (1) 植樹柵の大きさは、図9-15を標準とする。ただし、歩道の有効幅員2.0m（車椅子2台分の占有幅、あるいは自転車2台分の占有幅）以上をできる限り確保できるよう、植樹柵の幅員（1.2m）を縮小するものとする《バリアフリー》
- (2) 植樹ブロックの天端高さは、歩道舗装面の高さと同じとする。《バリアフリー》
- (3) 表土は、歩道面より3cm低くし表面水が流れ込むようにする。
- (4) 控木は、原則として歩道側とする。
- (5) フラット型の歩道においては、植樹柵1箇所につき1個の穴あき歩車道境界ブロックを使用し、車道からの雨水の導入を図ること。

久喜市街路樹管理指針

平成29年3月策定

発行 : 久喜市

編集 : 久喜市建設部道路河川課

住所 : 〒346-8501

埼玉県久喜市下早見85-3

電話 : 0480-22-1111 (代)

FAX : 0480-22-0300

E-mail : dorokasen@city.kuki.lg.jp



市 の 木
「イチョウ」